○国土交通省告示第千五十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

ローカライザー	
グライドスロープ	
マーカービーコン	

第三項の表鹿児島ＩＬＳの項中「鹿児島空港及びその周辺」を「鹿児島空港内」に、

ローカライザー	111.704 111.696	10 10	
グライドスロープ	333.504 333.496	2 0.2	
	75	1	

を

ローカライザー	111.7	10	
グライドスロープ	333.504 333.496	2 0.2	
	75	1	

に、「336°」を「337°」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年十一月十二日から施行する。

○国土交通省告示第千六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

変電所沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道勇払郡安平町早来栄町

一五九番　一号及び八号

一六五番一　二号

一五七番一　三号から七号まで

二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

新川

三　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を昭和五十四年建設省告示第九百八十二号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道日高郡新ひだか町静内豊畑

三六五番四地先河川敷　一号

三七三番三地先河川敷　二号

三七三番三　三号

三六五番四　四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から七号までを順次結んだ線及び標柱五号と七号を昭和五十四年建設省告示第九百八十二号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道日高郡新ひだか町静内豊畑

三七三番三　五号

三七三番二　六号及び七号

三　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

辺別川

四　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を昭和四十五年建設省告示第千二百八十四号で指定した同号十に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道上川郡美瑛町字俵真布

八二二六番三　一号及び二号

八二二六番一　三号

八二三〇番二　四号から七号まで

八二三〇番二〇　八号

八二三〇番四〇　九号

八二三一番一九　十号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱十一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱十一号と十五号を昭和四十五年建設省告示第千二百八十四号で指定した同号十に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道上川郡美瑛町字俵真布

八二四三番一　十一号から十三号まで

八二四三番二　十四号及び十五号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱十六号から二十号までを順次結んだ線及び標柱十六号と二十号を昭和四十五年建設省告示第千二百八十四号で指定した同号十に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道上川郡美瑛町字俵真布

八二四四番一　十六号から十九号まで

北海道上川郡美瑛町字上俵真布

八六四二番一　二十号

ニ　次に掲げる土地に存する標柱二十一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱二十一号と二十四号を昭和四十五年建設省告示第千二百八十四号で指定した同号十に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道上川郡美瑛町字俵真布

国有林一〇四〇林班ろ小班　二十一号

国有林一〇四〇林班へ小班　二十二号

国有林一〇四一林班お小班　二十三号及び二十四号

ホ　次に掲げる土地に存する標柱二十五号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱二十五号と三十四号を昭和四十五年建設省告示第千二百八十四号で指定した同号十に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道上川郡美瑛町字俵真布

国有林一〇四一林班お小班　二十五号から三十四号まで

ヘ　次に掲げる土地に存する標柱三十五号から四十二号までを順次結んだ線及び標柱三十五号と四十二号を昭和四十五年建設省告示第千二百八十四号で指定した同号十に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道上川郡美瑛町字俵真布

国有林一〇四一林班お小班　三十五号から四十二号まで

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ポント神社の沢川及びポント神社南の沢川

砂防法第二条の土地の表示

(二)　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道網走市字嘉多山

七四八番一　一号から三号まで

七四四番二　四号から十六号まで

七四四番六六　十七号及び二十五号から二十七号まで

七四四番七五　十八号から二十四号まで

七四五番一　二十八号から三十号まで

七四六番一　三十一号及び三十二号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

車止内川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を昭和四十八年建設省告示第千二百八十四号で指定した同号二十九に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道網走市錦町

一九九番三地先道路敷　一号

一八四番一地先道路敷　二号から四号まで

一九二番二地先道路敷　五号

一九二番三地先道路敷　六号

一九二番一地先道路敷　七号

一九三番一　十二号

北海道網走市潮見二丁目

三七〇番六地先道路敷　八号

三六八番二六地先道路敷　九号及び十号

三七〇番五地先道路敷　十一号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱十三号から十九号までを順次結んだ線及び標柱十三号と十九号を昭和四十八年建設省告示第千三百八十四号で指定した同号二十九に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域